

業務管理体制の届出※の オンライン申請が可能になります！

※障害者総合支援法及び児童福祉法にて規定される障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援・障害児相談の事業者、障害者支援施設・障害児入所施設の設置者の「業務管理体制の整備に関する届出」

これまで郵送・持参にて届け出ていただいていた「業務管理体制の整備に関する届出」が令和8年9月から「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」で届出できるようになります。

届出フォーム URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/cc54b216-76d9-487a-8d3d-f1b79412395e/start>



オンライン手続きかわさきの利用における注意点

1. 初回利用時には、新規登録（事業者として登録）が必要となります。
※既に事業者として登録している場合は、既登録のアカウントをご利用いただけます。
2. 届出様式は Excel ファイルとなります。
あらかじめ様式を取得いただき、様式に必要な事項を入力の上、申請画面へお進みください。
※届出様式の掲載先（障害福祉情報サービスかながわ）
書式ライブラリ＞3. 川崎市からのお知らせ＞1 1. 業務管理体制の整備＞（2）届出様式
<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=297>
3. 届出事項に不備不足がある場合、本市よりオンライン手続きかわさきにて「差戻し」を行います。
差戻しがあった場合、修正の上、再度申請ください。